平成２２年（フ）第２１７４号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目２番11―303号
債務者　宮崎　允孝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１２号
福岡市博多区堅粕１丁目21番１―1002号
債務者　串間奈津美（旧姓白澤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４０号
福岡市中央区高砂２丁目11番29号
債務者　空閑麻友子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６１号
福岡県福津市宮司浜３丁目７番14号
債務者　村田　敬子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目１番17号
債務者　河部　儀光
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１２号
北海道勇払郡厚真町表町14番地　表町団地２号棟110号
債務者　那須野舞子（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２４号
北海道苫小牧市北栄町４丁目12番地の30
債務者　長南　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４２号
山形県新庄市堀端町８番14号
債務者　小野ヤエ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第４６号
山形県新庄市大字松本606番地の11
債務者　早坂由紀子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第４６号
千葉県館山市西川名1325番地
債務者　恩田　麻美（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２１８号
釧路市愛国西４丁目８番12号　ウエストヒル愛国２―Ｅ
債務者　菅原佐智子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２２号
釧路市星が浦大通２丁目９番14号　クレストⅠ―Ｄ号室、住民票上の住所釧路市星が浦大通２丁目９番14号
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
釧路市美原１丁目22番3409号
債務者　八重　千夏（旧姓樋口・小山・小林）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
釧路市愛国東４丁目28番19号
債務者　米谷　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
釧路市川上町６丁目２番地
債務者　森谷みゆき（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
釧路市鳥取北３丁目12番10号　あきさとマンション２Ｂ
債務者　對馬　友美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所